

富山駅南西街区市有地活用事業

募集要項等への質問回答

(第2回)

平成30年4月24日

富山市

募集要項 質問及び意見記入欄

No	添付資料番号	頁	第1	(1)	①	i)	a	(a)	項目等	質問及び意見内容	回答
1	-								敷地の状況	<p>事業用地北側について、富山駅周辺地区平面図(完成図)を見ますと西口交通広場となっておりますが、完成時には道路として道路管理者に移管され建築基準法上の道路になるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、供用開始の時期は31年度末と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、横断歩道の位置など完成時の姿のわかるものがありましたら、ご教授願います。</p>	<p>前段:お見込みのとおりです。西口交通広場につきましては、現在は、土地区画整理事業により築造し、供用している建築基準法第42条第1項第2号道路ですが、広場完成時には道路として道路管理者に移管し、同法第42条第1項第1号道路となります。</p> <p>中段:西口交通広場の全面供用開始時期は、平成33年秋頃を予定しています。</p> <p>後段:横断歩道の位置などについては、現在、関係機関との協議中であり未定です。</p>
2	-								敷地の状況	<p>事業用地東側について、富山駅周辺地区平面図(完成図)を見ますと南口駅前広場となっておりますが、建築基準法上の扱いは広場に接する隣地として隣地斜線緩和の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、防火上有効な広場として扱ってよろしいでしょうか。</p>	<p>前段:南口駅前広場は、交通広場として都市計画決定されており、建築基準法第42条第1項第2号道路として取り扱われます。そのため、事業用地東側については隣地斜線制限はかかりません。</p> <p>後段:道路扱いのため防火上有効な広場とはなりません。広場の幅が10m以上あることから、事業用地内において南口駅前広場に起因する延焼線は発生しないものと考えます。</p>